



26 盛監第 100 号

平成 27 年 1 月 28 日

盛岡市議会議長

金 沢 陽 介 様

盛岡市監査委員

熊 谷 喜美

同

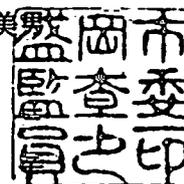
菊 池 秀

同

佐 藤 敬

同

川 村 幸



定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果の報告を次のとおり提出します。

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、教育委員会事務局及び教育機関である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【教育委員会事務局】 総務課，生涯学習課	平成 26 年 12 月 3 日から同年 12 月 17 日まで
【教育機関】 教育研究所	平成 26 年 12 月 3 日から同年 12 月 17 日まで
都南学校給食センター，区界高原少年自然の家	平成 26 年 12 月 3 日
都南歴史民俗資料館，遺跡の学び館	平成 26 年 12 月 4 日
松園地区公民館	平成 26 年 12 月 8 日
玉山地区公民館	平成 26 年 12 月 9 日

第2 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度（平成26年9月分まで）の事務の執行

第3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成26年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別紙

I 教育委員会事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 給料の支給に当たり、給与期間の中途における昇給により給料額に異動を生じた者に、その日から新たに定められた給料を支給していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 返納の手続きを経ずに処分が行われているもの
 - (2) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (3) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの
- 3 寄附の受領に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

生涯学習課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の履行確認に当たり、誤った完了日の実施報告書を受領している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 収入証紙の消印に当たり、規則で定める消印を使用していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 教育機関

松園地区公民館

【注意事項】

- 1 業務委託契約に当たり、仕様書に定められた書類の確認が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

遺跡の学び館

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、無効となる見積書を提出した業者を契約の相手方に決定し

ている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

玉山地区公民館

【指摘事項】

- 1 公民館使用料の徴収に当たり、定められた使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。



26 盛監第 104 号

平成 26 年 2 月 9 日

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

盛岡市監査委員

熊 谷 喜美男

同

菊 池 秀 一

同

佐 藤 敬 三

同

川 村 幸 子



定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果の報告を次のとおり提出します。

第 1 監査の対象

1 仁王地区活動センター建設（建築主体）工事

- (1) 所 管 市民部市民協働推進課
- (2) 契約金額 181,440,000 円（消費税込み）
- (3) 工 期 平成 26 年 6 月 27 日から平成 27 年 2 月 21 日まで
- (4) 請負業者 吉武建設株式会社
- (5) 工事場所 盛岡市三ツ割字下更ノ沢地内
- (6) 工事概要 建物構造

鉄骨造平屋建て（施工延べ面積 798.66 m²）

設置機能

体育館 403 m²，料理実習室 40 m²，集会室 106 m²

工事内容

直接仮設工事，土工事，地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，型枠工事，鉄骨工事，防水工事，木工事，屋根及びとい工事，金属工事，左官工事，建具工事，塗装工事，内外装工事，ユニット及びその他工事，外構工事

- (7) 進捗率 55%（平成 26 年 11 月 20 日現在）

2 盛岡市立緑が丘小学校校舎耐震補強工事

- (1) 所 管 教育委員会事務局総務課
- (2) 契約金額 141,156,000 円（消費税込み）
- (3) 工 期 平成 26 年 7 月 25 日から平成 27 年 3 月 1 日まで

- (4) 請負業者 株式会社司組
- (5) 工事場所 盛岡市黒石野一丁目6番1号
- (6) 工事概要 施工対象物の構造等
 校舎棟2
 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 523 m²
 校舎棟3
 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 3,008 m²
 工事内容
 外付枠付アルミブレース (10 構面) , RC耐震壁 (4 箇所) 及びPC梁・柱 (9 箇所) の設置工事, 及び耐震補強工事に伴う内外改修工事, 電気設備工事, 機械設備工事, 発生材処分
- (7) 進捗率 45% (平成26年11月20日現在)

3 林道葦内沢線災害復旧工事

- (1) 所 管 農林部林政課
- (2) 契約金額 49,680,000 (消費税込み)
- (3) 工 期 平成26年7月5日から平成27年1月30日まで
- (4) 請負業者 株式会社高光建設
- (5) 工事場所 盛岡市繋字葦内沢地内
- (6) 工事概要 施工延長 L=306.2m
 擁壁工 (ブロック積工) A=345.4 m²
 擁壁工 (大型ブロック積工) A=117.1 m²
 排水施設工 (ボックスカルバート工) L=15.0m
 路盤工 A=705.5 m²
 構造物撤去工 V=14.4 m³
 仮設工 1.0 式
- (7) 進捗率 90% (平成26年11月20日現在)

4 繋記水場法面復旧外工事

- (1) 所 管 上下水道局上下水道部浄水課
- (2) 契約金額 61,344,000 円 (消費税込み)
- (3) 工 期 平成26年5月22日から平成27年3月16日まで
- (4) 請負業者 中亀建設株式会社
- (5) 工事場所 盛岡市繋字塗沢外地内
- (6) 工事概要 法面工
 現場吹付枠 922.6m

ミニアンカー 208.0本

附帯工 一式

施設解体撤去工

浄水施設（浄水機等） 79.21 m²

浄水施設（ろ過装置等） 170.73 m²

土砂等撤去工 一式

防護施設工

仮囲い（成形鋼板H=3.0m） 16.0m

(7) 進捗率 65%（平成26年11月20日現在）

第2 監査の実施期間

平成26年11月20日及び平成26年11月21日まで

第3 監査の方針

工事の執行に関し、設計・施工等が効果的・合理的かつ適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。

第4 監査の方法

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知を必要とするため、土木工事については公益財団法人岩手県土木技術振興協会に、建築工事については公益社団法人日本技術士会に技術士の派遣を依頼し、その協力のもと、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況等の具体的事項について監査を行った。

第5 監査結果

各工事とも、全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められたところであるが、一部の工事において次のとおり注意を要する事項が見られたので、適切に措置されたい。

林道蔭内沢線災害復旧工事

【注意事項】

厚さが異なる擁壁の接続について、川側の面に段差を生じている箇所が見られたので、今後の工事施工に当たっては、河川管理者等関係機関と十分連携の上、適切に対応されたい。



26盛監第105号
平成27年2月19日

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

盛岡市監査委員

同

同

同

熊谷喜美男

菊池秀一

佐藤敬三

川村幸子



財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり提出します。

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成25年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成25年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の1団体とした。

盛岡市防犯協会（盛岡市防犯協会事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち次の1団体とした。

公益財団法人 盛岡国際交流協会（公益財団法人盛岡国際交流協会出捐金）

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成25年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の1団体（1施設）とした。

青山地区まちづくり協議会（盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理者）

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成27年1月28日から平成27年2月19日まで |
| 2 出資団体 | 平成27年1月29日から平成27年2月19日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成27年1月30日から平成27年2月19日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

- 1 平成26年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。
 - イ 事業経営に関すること。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。

- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいて適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意されたい。

盛岡市防犯協会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

盛岡市防犯協会

会長 谷藤 裕明

2 財政援助の目的

犯罪のない明るく住みよい街づくりのため、盛岡市防犯活動推進条例第3条第2項の規定により、市は関係機関・団体と連携することを求められており、盛岡市防犯協会が実効性のある活動を行うことができるよう補助するものである。

3 補助金額等

盛岡市防犯協会事業補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
5,839,000 円	平成25年6月7日	平成25年6月10日	平成25年7月12日 5,839,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、各地区防犯協会連合会に対する地域振興費の支出に当たり、算定根拠を明確にするとともに支出事務の効率化に努められたい。

公益財団法人 盛岡国際交流協会

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

公益財団法人 盛岡国際交流協会

理事長 三浦 宏

2 出資の目的

盛岡市の歴史、文化その他の特性を生かしながら幅広い分野における国際交流活動を展開することにより、市民の国際相互理解と国際友好親善の促進を図り、「世界に開かれた魅力あるまち・盛岡」の創造に寄与することを目的とする団体であることから、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成4年11月16日	平成4年11月18日 平成6年4月12日	100,000,000円 (30,000,000円) (70,000,000円)	100.0%

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 決算書の財務諸表に対する注記の記載に当たり、内容が帳簿と一致していなかった事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

青山地区まちづくり協議会

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市青山二丁目6番8号
青山地区まちづくり協議会
会長 遠藤 政幸

2 管理を行う公の施設

盛岡ふれあい覆馬場プラザ

3 指定管理者による管理の目的

盛岡ふれあい覆馬場プラザは、旧覆馬場を活用することにより郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、市民の交流の場を提供することを目的として設置された施設であり、青山地区まちづくり協議会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
9,216,000 円	平成25年4月15日	1,536,148円
	平成25年6月14日	1,536,148円
	平成25年8月15日	1,536,148円
	平成25年10月15日	1,536,148円
	平成25年12月13日	1,536,148円
	平成26年2月14日	1,536,160円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。



26 盛監第 106 号
平成 27 年 2 月 20 日

盛岡市議会議長

金 沢 陽 介 様

盛岡市監査委員

熊 谷 喜美男

同

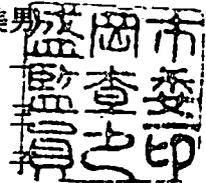
菊 池 秀

同

佐 藤 敬

同

川 村 幸



定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果の報告を次のとおり提出します。

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、都市整備部及び農業委員会事務局である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【都市整備部】 都市計画課，盛岡南整備課，市街地整備課，景観政策課	平成 27 年 1 月 7 日から同年 1 月 16 日まで

第 2 監査の範囲

平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 10 月分まで）の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 26 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算

の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 都市整備部

都市計画課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用料の算定に当たり、1円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

市街地整備課

【指摘事項】

- 1 公の施設の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公の施設の使用時間の変更に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

景観政策課

【指摘事項】

- 1 単価契約による業務委託の実施に当たり、作業実施日及び作業実施場所を指定する文書が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 行政財産の使用料の算定に当たり、1円未満の端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。